

ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金 (ものづくり補助金)のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 申請枠	3
3-1. 通常枠	3
3-2. 回復型賃上げ・雇用拡大枠	4
3-3. デジタル枠	4
3-4. グリーン枠	5
3-5. グローバル市場開拓枠	6
■ 4. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例	6
■ 5. 申請～受給までのステップとポイント	7
■ 6. 最後に	8

ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金 (ものづくり補助金)のご紹介

■ 1. 補助金について (はじめてご利用になる方へ)

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらず **さまざまな分野で補助金を募集**しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は **補助金ごとに異なります**
3. 補助金を受給するには **審査で採択**される必要があります
4. 補助金は **事業実施後の交付**となります
5. 補助金は **返済不要**です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

本レポートは、16次締切の公募要領等をもとに作成しています。
今後開始される17次締切の公募要領では、内容が変更になることがあります。

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」という）は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援する制度です。

申請枠は全部で5つあり、いずれの枠も単価50万円（税抜き）以上の設備投資を行う必要があります。

各申請枠の概要は次のとおりです。

申請枠	概要
通常枠	革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善への支援
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者への支援
デジタル枠	デジタルトランスフォーメーションに資する取組への支援
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組への支援 (エントリー／スタンダード／アドバンスの3つのタイプがある)
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大・強化等への支援 (海外直接投資／海外市場開拓 (JAPAN ブランド) ／インバウンド市場開拓／海外事業者との共同事業の4つのタイプがある)

◆対象者

- 国内に本社および補助事業の実施場所がある次の中小企業・小規模事業者等
- ・資本金または従業員数（常勤）が一定値以下の会社または個人の中小企業者
 - ・「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定される、特定の組合に当てはまる中小企業者（組合・法人関連）
 - ・一定の要件を満たす特定事業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人

◆補助対象経費

- ・機械装置・システム構築費
- ・技術導入費
- ・専門家経費

- ・ 運搬費
- ・ クラウドサービス利用費
- ・ 原材料費
- ・ 外注費
- ・ 知的財産権等関連経費
- ・ 海外旅費：グローバル市場開拓枠のみ
- ・ 通訳・翻訳費：海外市場開拓（JAPAN ブランド）類型のみ
- ・ 広告宣伝・販売促進費：海外市場開拓枠（JAPAN ブランド）類型のみ

◆ 共通要件

次の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定することが必要です。

- ・ 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させること
（被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加させること）
- ・ 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を毎年、地域別最低賃金+30円以上の水準とすること
- ・ 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加させること

特定の時点において上記の目標が達成できていない場合は、補助金の返還を求められることがあります。

申請枠によっては追加要件があります。詳細は、次章「[■ 3. 申請枠](#)」をご覧ください。

■ 3. 申請枠

各申請枠の詳細要件、補助額等を以下に説明します。

3-1. 通常枠

革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援します。

< 補助率 >

2分の1

※小規模企業者・小規模事業者、再生事業者は3分の2

< 補助上限額 >

従業員数に応じて上限額が異なります。

- ・ 5人以下：750万円
- ・ 6人～20人：1,000万円
- ・ 21人以上：1,250万円

3-2. 回復型賃上げ・雇用拡大枠

業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者（応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であり、常時使用する従業員がいる事業者）が行う、革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援します。

<追加要件>

- ・前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であること
- ・常時使用する従業員がいること
- ・補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額の増加率が1.5%、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の水準の増加目標を達成すること

<補助率>

3分の2

<補助上限額>

従業員数に応じて上限額が異なります。

- ・5人以下：750万円
- ・6人～20人：1,000万円
- ・21人以上：1,250万円

3-3. デジタル枠

DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービス開発またはデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援します。

<追加要件>

次のいずれかに当てはまる事業であること

- ・DXに資する革新的な製品・サービスの開発
- ・デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善

そのほか、経済産業省が公開するDX推進指標を活用してDX推進に向けた現状や課題等の自己診断を実施したり、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言を行ったりする必要があります。

<補助率>

3分の2

<補助上限額>

従業員数に応じて上限額が異なります。

- ・5人以下：750万円
- ・6人～20人：1,000万円

- ・ 21人以上：1,250万円

3-4. グリーン枠

温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発または炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援します。

グリーン枠では、**エントリー類型**、**スタンダード類型**、**アドバンス類型**の3つの類型があります。エントリー類型は最も条件が緩いですが補助額は低めです。スタンダード類型は条件が多くなり、アドバンス類型で最も条件が厳しくなりますが、補助額は多くなります。

<追加要件>

次のいずれかに当てはまる事業であること

- ・ 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発
- ・ 炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善

【エントリー類型】

次のいずれかを満たすこと

- ・ エネルギーの種類別に使用量を毎月整理する、またはCO₂の年間排出量の把握する
- ・ 電気、燃料の使用量を用途別に把握する

【スタンダード類型】

エントリー類型の要件を満たすことに加え、自社で太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーでの発電を導入している、グリーン電力証書を購入している等、全部で5つある項目のうち、いずれか1つを満たす必要があります。

【アドバンス類型】

エントリー類型の要件（すべて満たすこと）、スタンダード類型の要件（5つのうち2つ以上満たすこと）に加え、SBT（※1）の認証またはRE100（※2）に参加していること、2020年度以降に特定事業における省エネルギー診断を受診していること等、全部で4つある項目のうち、いずれか1つを満たす必要があります。

※1：パリ協定が求める水準と整合した、申請時から5年～10年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標

※2：事業を100%再エネ電力でまかなうことを目標とする国際的な企業連合

<補助率>

3分の2

<補助上限額>

類型、従業員数に応じて異なります。

	エントリー類型	スタンダード類型	アドバンス類型
5人以下	750万円	1,000万円	2,000万円
6人～20人	1,000万円	1,500万円	3,000万円
21人以上	1,250万円	2,000万円	4,000万円

3-5. グローバル市場開拓枠

海外事業の拡大・強化等を目的とした製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援します。

次のいずれかに合致するものが補助対象です。

【海外直接投資型】

国内事業と海外事業の双方を一体的に強化し、グローバルな製品・サービスの開発・提供体制を構築することで、国内拠点の生産性を高めるための事業であること

【海外市場開拓（JAPANブランド）類型】

国内に補助事業実施場所を有し、製品等の最終販売先の2分の1以上が海外顧客となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること

【インバウンド市場開拓類型】

国内に補助事業実施場所を有し、サービス等の販売先の2分の1以上が訪日外国人となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること

【海外事業者との共同事業類型】

国内に補助事業実施場所を有し、外国法人と行う共同研究・共同事業開発に伴う設備投資等があり、その成果物の権利（の一部）が補助事業者に帰属すること（外国法人の経費は補助対象外）

<補助率>

2分の1

※小規模企業者・小規模事業者は3分の2

<補助上限額>

3,000万円

■ 4. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

大幅な賃上げに取り組む事業者に対して、従業員数に応じて補助上限額が上乘せられます。ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠に申請する場合や、各申請枠の補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、こ

の特例を利用できません。

<追加要件>

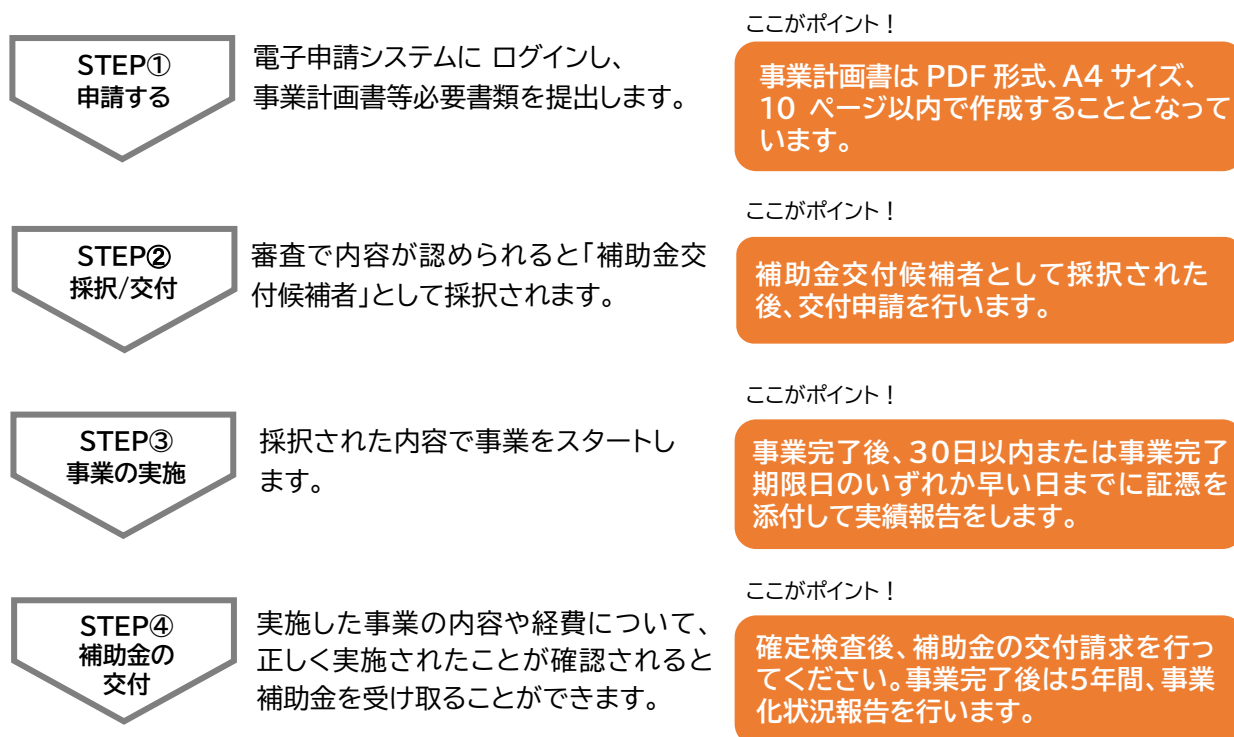
次のすべての要件に当てはまること

- ・事業計画期間において、基本要件である給与支給総額を年率平均 1.5%以上増加に加え、更に年率平均 4.5%以上（合計で年率平均 6%以上）増加とすること
- ・事業計画期間において、基本要件である地域別最低賃金+30 円以上の水準とすることに加え、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を毎年、年額+45 円以上増額すること
- ・応募時に、上記 2 つの達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画（大幅な賃上げに取り組むための事業計画）を提出すること

<引き上げ額>

- ・従業員数 5 人以下：各申請枠の上限から最大 100 万円引き上げ
- ・従業員数 6 人～20 人：各申請枠の上限から最大 250 万円引き上げ
- ・従業員数 21 人以上：各申請枠の上限から最大 1,000 万円引き上げ

■ 5. 申請～受給までのステップとポイント



申請は、電子申請のみです。G ビズ ID プライムアカウントが必要ですので、下記のサイトで取得してください。

➤ [法人・個人事業主向け共通認証システム「gBizID」](#)

ものづくり補助金では、主に次の項目をもとに審査が行われます。

- ・補助対象事業としての適格性：申請要件を満たしているか等
- ・技術面：革新的な開発か、補助事業実施のための技術的能力があるか等
- ・事業化面：適切に遂行できるか、金融機関等から資金調達が見込めるか等
- ・政策面：地域の経済成長を牽引する事業になるか等

採択されるためには、上記の項目を意識して事業計画書を作成する必要があります。

また、審査において加点項目があり、要件に合致すると加点されます。例えば、創業・第二創業後間もない事業者（5年以内）や、「経営革新計画」の承認を取得した事業者、国の政策に沿う取組を行う事業者等です。加点されると採択される可能性が高くなりますので、加点項目についても公募要領でしっかりチェックしましょう。

申請にあたっては、認定経営革新等支援機関（※）や専門家等の外部支援を受けることもできます。外部支援を受ける場合は、支援者の名称、報酬、契約期間を必ず記載しなければなりませんのでご注意ください。

※国の認定を受けた支援機関で、中小企業庁が提供している検索システムで探せます。

➤[認定経営革新等支援機関検索システム|中小企業庁サイト](#)

■ 6. 最後に

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和2年3月の開始以来、通年で公募があります。おおよそ3か月に1度の頻度で公募があるので、事業者の都合のよいタイミングで申請できます。また、仮に以前の応募で不採択となった場合でも、内容を見直して次の公募で再申請することも可能です。

公募要領は必要に応じて改訂されるため、応募する回によって内容が変わることがあります。申請する際は、応募する回の公募要領を確認して申請してください。

▼ものづくり補助金総合サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2023年11月24日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。